

### 子ども基金～子ども・若者や子育て支援のために

子どもは未来の希望、今をきらめく宝。子どもたちがのびのびと安心して育つ環境づくりに活用します。

以下から寄附の使い道を指定いただけます

- 外遊びの場と機会の充実のために  
外で思いっきり体を動かして遊ぶことができる「外遊び」の充実を
- 子どもの学びの支援のために  
子どもが夢や希望を持てるよう、学習支援で子どもの育ちを支えたい
- 子どもを育む地域活動支援のために  
「その泣き声、私は気にしませんよ」と赤ちゃんをみんなで見守る「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」
- 多様な若者の活動を支えるために  
若者たちの「やってみたい」を応援したい
- 子ども・子育て支援のために  
(子ども基金全般)



☎子ども・若者支援課  
☎5432-2253 ㊚5432-3016

### 気候危機対策基金

～地球温暖化防止のために

- 省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくり
  - 電気自動車の公共用急速充電器の設置 など
- 区民・事業者一人ひとりが、環境への影響を考えて行動を変えていく取組み
  - 若者の情報発信の場づくり(若者環境フォーラムの実施)
  - 環境サポーターの育成による環境出前事業の実施 など
- 気候変動への適応に対する取組み



☎環境計画課 ☎6432-7128 ㊚6432-7981

### 国際平和交流基金

～姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために

- 区民団体が実施する国際交流・協力、多文化共生推進イベント・講演等への助成
- 日本語教室の開催等、在住外国人の生活支援事業への活用
- 世田谷区の姉妹都市等とのマラソン交流事業に参加する区民への助成
- ウクライナ避難民への支援等
  - 避難民受け入れ家族等への支援金
  - ウクライナ語への翻訳や通訳
  - ウクライナ周辺国で避難民支援に取り組む国際団体の活動支援
  - 避難民の支援や啓発イベント など



☎文化・国際課 ☎6304-3439 ㊚6304-3710

### 義務教育施設整備基金

～学校教育のために

- 区立小・中学校の校舎・体育館・プールの改築、改修 など



☎教育総務課  
☎5432-2652 ㊚5432-3028

### 世田谷遊びと学びの教育基金

～学校教育のために

- 創造性のある人材の育成
  - 海外教育交流 など



☎教育総務課  
☎5432-2652 ㊚5432-3028

## ふるさと納税の手続きは簡単にできます

#### 区民の方も世田谷区にふるさと納税ができます

「ふるさと納税は離れた地方の自治体へするもの」というイメージがあるかもしれませんが、区民の方が世田谷区にふるさと納税をすることもできます(寄附金控除も受けられます)。寄附の使い道を選んでふるさと納税をすることは、結果として税金の使い道の一部を自分の意思で選択することにつながります。

#### インターネットから

区のホームページから、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きでお申し込みください。

- 入金方法**
- **寄附ポータルサイト** → クレジットカード  
(ふるさとチョイス、さとふる) その他各種オンライン決済 コンビニ決済 など
  - **オンライン手続き** → 納付書による支払い  
銀行振込(手数料がかかる場合があります)

#### 郵送で

区のホームページから寄附申出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、お送りください(ご連絡いただければ、寄附申出書をお送りします)。

- 入金方法** 納付書による支払い  
銀行振込(手数料がかかる場合があります)

#### 申込・問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 経営改革・官民連携担当課 ふるさと納税対策担当 宛  
☎5432-2190 ㊚5432-3047



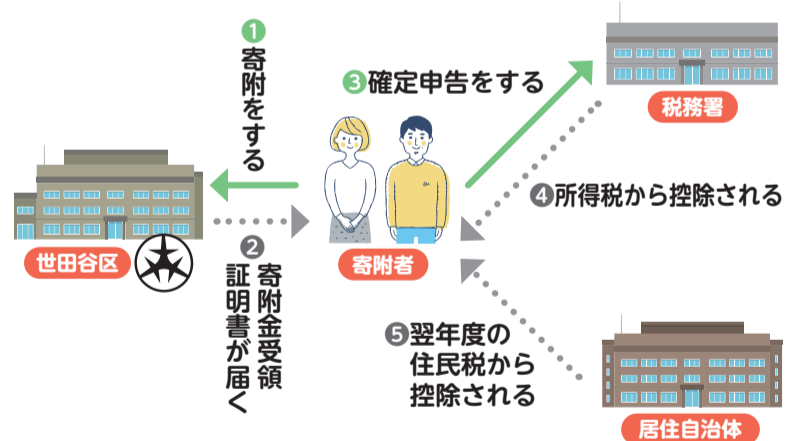
世田谷区ホームページから検索

ふるさと納税 検索

#### ふるさと納税とは?

寄附を通じて、自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。「納税」という言葉が付いていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

世田谷区にふるさと納税をする場合は、寄附の使い道(基金や個別の取組み)を選ぶことができます。



#### 寄附金控除を受けることができます

区にふるさと納税をした場合、寄附額から2000円を除いた金額が、所得税や住民税の控除対象となります(一定の上限あり※)。

※自己負担2000円でふるさと納税ができる上限額(控除限度額)は、収入や家族構成により異なります。

## 寄附金控除の手続き

#### ●確定申告

寄附申出書をご提出いただいた方に、寄附金受領後、区からお送りする寄附金受領証明書(納付書払いの場合は、お手元に残る「納付書兼納付領収書(納入者保管)」)を添付して、確定申告をしてください。オンラインでも簡単に手続きができます。

※確定申告の方法等詳しくは、国税庁のホームページ(☎<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

#### ●ワンストップ特例制度

一定の条件を満たす給与所得者等は、確定申告が不要となるワンストップ特例制度をご利用いただけます。

※寄附金控除について詳しくは、区のホームページ「寄附金税額控除について」をご覧ください。